



用語の説明

(50音順)

き	「基幹的農業従への リンク事者」	農業就業人口のうち仕事が主の世帯員
け	「経営耕地」	農家の経営する耕地(けい畔を含む田、畑、樹園地で、自作地、小作地、受託耕地を含む)
	「兼業農家」	世帯員の中に兼業従事者が一人以上いる農家
こ	「耕作放棄地」	過去1年間以上作物を栽培せず、今後も耕作する考えのない土地
さ	「山林」	用材、薪炭材、竹材その他の林産物を集団的に育成させるために用いる土地 (樹園地及び庭園は除く)
し	「施設園芸」	ビニールハウス、ガラス室等の施設を使つての野菜類、果樹類、花き類・花木、種苗類の栽培(きのこ栽培や水稻の育苗のみに使用した施設は含まない)
	「自営兼業」	農業と年間販売金額 15 万円以上の自営業との兼業
	「自給的農家」	経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物年間販売金額が 50 万円未満の農家
	「借入耕地」	法的手続きの有無にかかわらず実態として借入れが行われている耕地
	「主業農家」	農業所得 50%以上で年間 60 日以上農業に従事する 65 歳未満の者がいる農家
	「準主業農家」	農業所得 50%未満で年間 60 日以上農業に従事する 65 歳未満の者がいる農家
せ	「生産年齢人口」	15 歳～64 歳
	「専業農家」	世帯員の中に兼業従事者が一人もない農家
そ	「その他(農家以外 の農業事業体の経 営目的区分)」	試験研究、サービス、厚生、教育、食料自給等を目的とするもの
た	「第1種兼業農家」	農業を主とする兼業農家
	「第2種兼業農家」	農業を従とする兼業農家
の	「農家」	経営耕地面積が 10a 以上又は農産物年間販売金額が 15

		万円以上の世帯
	「農家以外の農業事業体」	農家以外の農業を営む事業体で、経営耕地面積が ¹ 10a以上又は農産物年間販売金額が ² 15万円以上の事業体
	「農家世帯員」	農家で住居と生計を共にしている者
	「農家林家」	林家のうち、農家である世帯
	「農協・その他の農業団体」	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織、農業災害補償法に基づく農業共済組合及び農業関係の団体
	「農業就業人口」	15歳以上の世帯員のうち農業のみに従事した世帯員及び兼業したが農業の従事日数の方が多い世帯員
	「農業従事者」	15歳以上の農家世帯員のうち年間に多少とも農業に従事した世帯員
	「農産物販売(農家以外の農業事業体の経営目的区分)」	農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とするもの
は	「販売農家」	経営耕地面積が ³ 30a以上又は農産物年間販売金額が ⁴ 50万円以上の農家
	「副業的農家」	年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいない農家
	「牧草地経営(農家以外の農業事業体の経営目的区分)」	牧草を栽培することにより牛馬の預託事業を営むことを目的とするもの及び農家が共同して牧草を栽培し、共同で採草、放牧に利用することを目的とするもの
ひ	「非農家林家」	林家のうち、非農家である世帯
ほ	「保有山林」	世帯が単独で経営できる山林のことで、所有山林のうちほかに貸し付けている山林などを除いたものに、ほかから借りている山林などを加えたもの
り	「林家」	平成12年2月1日現在(沖縄県にあっては、平成11年12月1日現在)の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。(1990年センサスまでは保有山林面積が ⁵ 10ha以上の世帯)
れ	「例外規定(農家以外の農業事業体)」	経営耕地面積が ⁶ 10a未満かつ農産物年間販売金額が ⁷ 15万円以上の事業体
	「例外規定農家(自給的農家)」	経営耕地面積が ⁶ 10a未満かつ農産物年間販売金額が ⁷ 15万円以上50万円未満の農家
	「例外規定農家(販売農家)」	経営耕地面積が ³ 30a未満かつ農産物年間販売金額が ⁴ 50万円以上の農家